

府食第386号
平成26年5月20日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成26年5月13日付け厚生労働省発食安0513第3号により貴省から当
委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応
を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年
法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員
会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価
を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以
下「規格基準」という。）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の5の（6）
に示す「カルバドックス試験法」を削除し、「オラキンドックス及びカルバドッ
クス試験法」と改定を行うこと。
2. 規格基準第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の7の（4）に示すクレ
ンブテロール試験法を削除し、6に新たな試験法として追加して改定すること。